**平成２７年（フ）第２２３号**
大阪市福島区海老江７丁目16番９号
債務者　岸本カヅヱ
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部
**平成２６年（フ）第６１７号**
埼玉県狭山市大字下奥富2441番地の13
債務者　武田　俊実
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部
**平成２７年（フ）第３号**
埼玉県所沢市大字山口979番地の21
債務者　吉田　紀子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部
**平成２６年（フ）第６１８号**
埼玉県富士見市東みずほ台３丁目８番地４永島ハイツ101、前住所埼玉県富士見市東みずほ台１丁目２番地８　セルテスみずほ305
債務者　會田かすい
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部
**平成２６年（フ）第６３０号**
埼玉県富士見市鶴馬２丁目22番13号　レジデンス星野201
債務者　内田　純二
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部
**平成２６年（フ）第６３３号**
埼玉県坂戸市伊豆の山町25番地13
債務者　本田眞奈美
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部
**平成２７年（フ）第２０号**
埼玉県飯能市大字久下457番地８　ナイスアーバン飯能403
債務者　畑　　広
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部
**平成２６年（フ）第２２４７号**
札幌市豊平区月寒東５条９丁目５番32号　リラハイツＫＳ－105号
債務者　小山真由美
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部
**平成２６年（フ）第２３２９号**
札幌市白石区菊水元町６条２丁目７番１号　ノースマンション90－403号
債務者　細谷しのぶ
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部
**平成２６年（フ）第１２５６号**
さいたま市桜区山久保２丁目５番16－303号、旧住所さいたま市西区プラザ40番９号
債務者　田中　義彬
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
**平成２６年（フ）第１２５７号**
さいたま市桜区山久保２丁目５番16－303号、旧住所さいたま市西区プラザ40番９号
債務者　田中　弘生
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
**平成２６年（フ）第５６８号**
埼玉県飯能市大字青木165番地４
債務者　横田　　葵
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部
**平成２６年（フ）第３３６号**
埼玉県児玉郡美里町大字根木98番地１
債務者　山崎　　渉
1　決定年月日時　平成27年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
**平成２６年（フ）第２１２２号**
名古屋市西区山木１丁目212番地シャトー藤201号
債務者　西川　武男
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
**平成２７年（フ）第２号**
京都府舞鶴市字倉谷1048番地１
債務者　熊内　邦彦
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係
**平成２６年（フ）第２４４号**
香川県高松市新田町甲221番地13
債務者　渡辺　恵美（旧姓西宇）
1　決定年月日時　平成27年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係
**平成２７年（フ）第８号**
北海道室蘭市港北町４丁目12番23号、前住所北海道旭川市忠和６条２丁目１番14号　エルハイツＦ号室
債務者　廣瀬　清伸
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係